

# 嵐峡の清流を守る会 会則

## 名称および事務局

第1条 この会は「嵐峡の清流を守る会」と称し、事務局を嵐山保勝会内に置く。

## 目的

第2条 この会は、嵐山を流れる大堰川の上流を美しくするためにその意志を持つ個人、団体および関係行政機関相互の連絡調整をはかり、この運動の実施を促進することを目的とする。

## 事業

第3条 この会は大堰川を美しくきれいにするため、以下の事業を行う。

1. 必要啓発運動の展開
2. 会員相互の現状連絡調査
3. その他必要な事項

## 構成

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する大堰川上下流域の住民団体で構成する。

1. 前項の住民は個人会員とし、団体は団体会員とする。
2. 団体会員の参加代表は若干名とする。

## 役員

第5条 この会に次の役員をおく。

1. 会長1名 副会長2名 会計1名 会計監査2名 顧問若干名 相談役若干名 委員若干名
2. 会長及び副会長は、委員会において委員の中から互選する。
3. 会計及び会計監査は会長之を委嘱する。
4. 委員は、個人会員および団体会員の中から互選する。
5. 役員の内任期は2年とする。但し、補欠による役員の内任期は、前任者の残任期間とし、再選は妨げない。

第6条 顧問及び相談役は、委員会に諮り会長これを委嘱し、会務を指導し又は会務に対し意見を述べ、その任期は2年とする。

## 職務

- 第7条
1. 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  3. 委員は、委員会を組織し、事業の企画および推進にあたる。
  4. 会計は会計事務を処理する。
  5. 会計監査は毎年1回または必要に応じて会計を監査する。

第8条 本会の経費は、下記の各号をもってこれを支弁する

1. 補助金又は寄付金
2. 会計年度は、7月1日から翌年6月30日迄とする。

附則 この会は、昭和43年7月1日から施行する。

## 事業方針

1. 啓発運動の展開
  - イ、強調週間の設定
  - ロ、春秋川の特別清掃
  - ハ、観光客及び一般大衆に立札、立看板にて美化観念協力方普及
  - ニ、大堰川上下流道路沿い及び各沿岸民家よりの下水口の清掃
  - ホ、ビラの配布
2. 会員相互の連絡調整
  - イ、話し合いの場として連絡会の開催
  - ロ、研究座談会等により討議検討、協賛団体との協力
3. 報道機関の協力による世論喚起
4. その他